

塗装システム認定試験の同等試験に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

塗装システム認定試験の同等試験に関する事項

改正理由

IACS は、共通構造規則（CSR）適用船に対する IMO 塗装性能基準（PSPC）（決議 MSC.215(82)）の適用手順を定めている IACS 統一手順 No.34 の改正を行い、塗装システム認定試験と同等と認められる試験に関する要件を新たに追加し、IACS 統一手順 No.34 (Rev.4)として採択した。

PSPC においては、同決議 ANNEX 1 に規定の塗装システム認定試験と同等な試験を認める旨が規定されており、船籍国主管庁が認める場合、SOLAS 条約により PSPC が適用される船舶についても、同等な試験を適用することが可能となると考えられることから、上記 IACS 統一手順を参考として同等な試験に関する要件を整備することは有効と考えられる。

今般、船籍国主管庁が認めることを条件に、同等な試験を適用することが可能となるよう、IACS 統一手順 No.34 (Rev.4)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

塗装システム認定試験と同等と認められる試験に関する要件を規定した。